

障害年金の支給要件と年金額

1. 障害年金の受給要件

(1) 障害基礎年金は、次の条件すべてに該当する方が受給できます。

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師（以下「医師等」）の診療を受けた日）が次のいずれかの間にあること。
 - ・ 国民年金加入期間
 - ・ 20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間
- ② 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表の1級または2級の状態になっていること（障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受けることができます。これは、障害厚生年金の場合も同様です。）
- ③ 次の保険料の納付要件を満たしていること。ただし、20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。
 - ・ 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
 - ・ 上記に該当しない場合でも、初診日が平成38年4月1日前であって、初診日に65歳未満の場合は、初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に、保険料の未納期間がなければよい。

(2) 障害厚生年金は、次の条件のすべてに該当する方が受給できます。

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- ② 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日に、障害等級表の1級から3級までのいずれかの状態になっていること。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること。

(3) 障害手当金（一時金）は、次の条件のすべてに該当する方が受給できます。

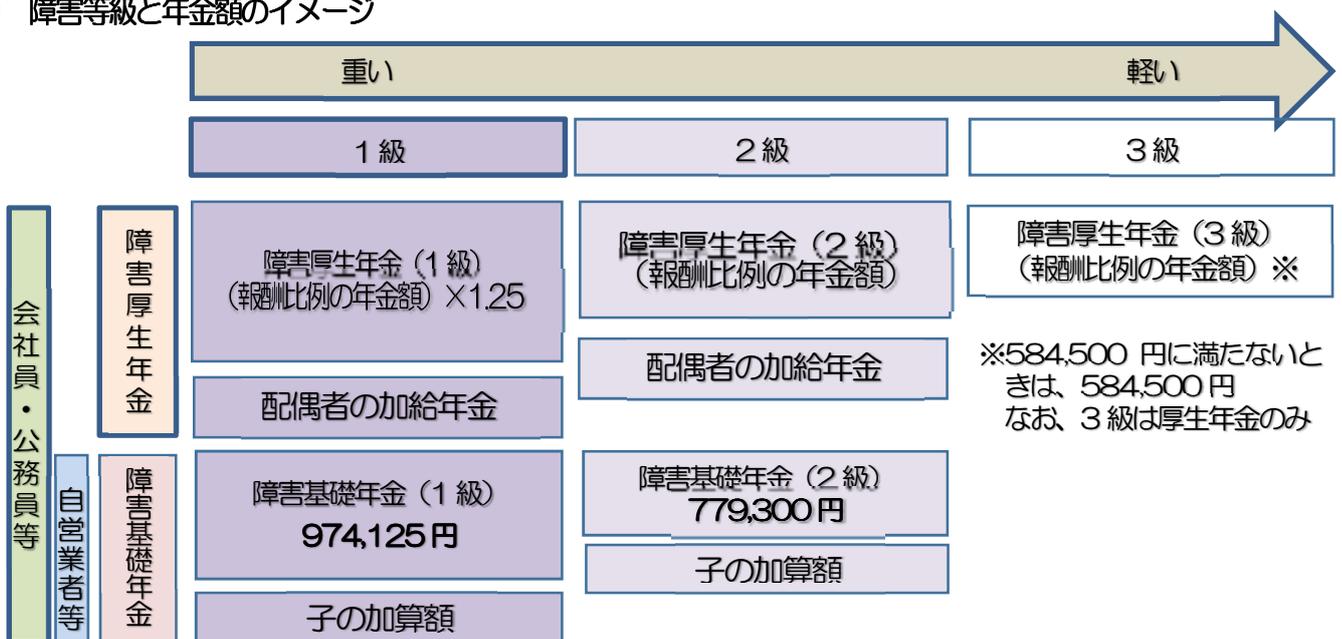
- ① 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること
- ② 障害の原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日から障害厚生年金を受けるよりも軽い障害の状態であって、障害の程度が障害等級表に定める程度であること。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること

2. 障害年金の請求

障害認定日に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月から年金が受けられます（障害認定日による請求）。障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった人でも、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月から障害年金が受けられます（事後重症による請求）。

3. 障害年金額

(1) 障害等級と年金額のイメージ



(2) 障害手当金（一時金／厚生年金からの支給）

（報酬比例の年金額）× 2 （1,169,000円に満たないときは、1,169,000円）